提供日 2021/12/17

タイトル 新型コロナウイルスの感染状況や医療ひっ迫状況等は

国評価レベル1です(12月17日現在)

担 当 危機管理部 危機報道官

連絡先 危機報道官

TEL 054-221-2316



Shizuoka Prefecture

12月17日(金)現在 新型コロナウイルスの感染状況や医療ひつ迫状況等は 国評価レベル1(維持すべきレベル)です ※旧県警戒レベル2相当

(本県の状況)

-般医療が安定的に確保され、新型コロナウイルスに対応できている状況を維持していま すが、小学校でクラスターが発生し、子どもやその家族を中心に新規感染者が継続して発

現在は、感染防止対策を図りつつ社会経済活動の正常化が進められているところですが、自分が感染していることに気づかず、家族や同僚・友人などに感染を拡げてしまうおそれがありますので、県民の皆様は、気を緩めず「自分事」として3密の回避や基本的な感染防止対策の 徹底をお願いします。

【県民の皆様・事業者の皆様等へのお願い】

(県民の皆様)

- ○3密(「密閉」「密集」「密接」)の条件が揃う場面で感染が拡大しますので、**3密の場面は回避** してください。また、マスクの着用や手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策 **を徹底**してください。
- ○飲食店や宿泊施設を利用する場合は「ふじのくに安全・安心認証」を受けているなど、感染 対策が十分とられている店舗を利用してください。
- ○会食をする際には、「食べる時は黙って」、「会話をする時はマスクを着用」してください。
- ○外出の際は、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等 の手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底し、人の移動や人に会う ことに感染リスクが伴うことを忘れずに行動してください。

(事業者の皆様)

- ○催物(イベント)の主催者の皆様は、基本的な感染防止対策の徹底とともに、参加者名簿の作成や接触確認アプリ「COCOA」等を活用した参加者の把握に努めてください。また、参加 人員5,000人超かつ収容率50%超のイベントを開催する場合は、県に具体的な感染防止策 を記載した「感染防止安全計画」を提出してください。
- ○施設管理者の皆様は、業種別ガイドラインによる感染防止対策の徹底や、寒冷期において も換気や湿度の管理など感染しにくい環境を確保してください。
- ○事業者の皆様は、職場における基本的な感染防止対策の徹底、特に「居場所の切り替わり」 での感染防止対策や、在宅勤務、時差通勤など、人との接触を低減する取組などの感染防 止対策を推進してください。
- ○飲食店及び宿泊事業者の皆様は、「ふじのくに安全・安心認証」の取得に協力してください。
- ◎詳細は、静岡県のHPを御覧ください。

https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-keikailevel.html

お知らせ

令和3年11月19日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部より、新たな「基本的対処方針」が発表されたことから、12月3日から木里独自の数式となり、27月2日、東京により、新たな「基本的対処方針」が発表され ことから、12月3日から本県独自の警戒レベルに代わり、新たに設定された「国評価レベル」に基づいて本 県の感染状況や医療ひっ迫状況等を発信しています。